

「週休 2 日工事」 試行要領

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

環境森林部自然環境課

（趣旨）

第 1 この要領は、建設現場における「週休 2 日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休 2 日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

（用語）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

（1） 現場閉所による月単位の週休 2 日とは、対象期間において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

現場閉所による通期の週休 2 日とは、対象期間において、通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2） 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

（3） 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く）を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4） 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

（5） 月単位の 4 週 8 休以上とは対象期間内のすべての月で現場閉所日数の割合（現場閉所率）が、28.5%（8 日／28 日）以上の水準の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5% に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）の水準の状態とみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（試行の対象）

第 3 週休 2 日工事の試行対象は、環境森林部が発注する全ての工事とする。ただし、災害時における応急工事や緊急施工工事など、週休 2 日を確保することが困難な工事は週休 2 日工事の対象外とすることができる。

2 週休 2 日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休 2 日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

<入札公告（指名通知）記載例>

5 その他の事項

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

<特記仕様書記載例>

第〇条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『「週休2日工事」試行要領』に基づき行う。

試行要領については、宮崎県ホームページ（トップ>県政情報>入札・調達・売却>入札情報>工事契約関係情報>「週休2日工事」の試行について）から入手できる。

（実施手続）

第4 受注者は、月単位の週休2日工事の実施を希望する場合は、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日工事の実施に取り組む旨を協議するものとする。月単位の週休2日工事の実施を希望しない場合は、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日工事の実施に取り組まない理由を明らかにした上で通知するものとする。

なお、月単位の週休2日工事の実施を希望しない場合は、通期の週休2日工事の対象とする。

通期の週休2日工事においては、次項から第7号までの規定を月単位の週休2日から通期の週休2日に読み替えて適用することとする。

2 受注者は、施工計画書に月単位の週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。

なお、計画工程表には月単位の週休2日の対象期間及び現場閉所日が分かるように記載し、週休2日の取組について監督員の確認を受けるものとする。

また、計画工程表を変更する場合も同様とする。

3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。

なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。

4 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載し、受注者に提出するものとする。

また、履行報告書提出時に実施工程表等を提示し、現場閉所実績の確認を受けるものとする。

なお、週間工程表や情報共有システムの活用により、現場閉所の状況を共有できる場合には、毎月の確認は不要とする。

5 受注者は、工事看板等により週休2日工事に取り組む旨を明示するものとする。

6 受注者は、月単位の週休2日工事の取組結果について、現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

7 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価の補正)

第5 当初設計から下表(労務費・機械経費(賃料)・間接工事費・市場単価の補正・土木工事標準単価の補正)の通期の週休2日補正係数を乗じた上で予定価格を算出し、週休2日工事の試行後、現場閉所率が月単位の週休2日を達成した場合は、月単位の週休2日補正係数分を増額して変更契約する。また、現場閉所率が通期の週休2日を達成できなかった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。

提出された工程表が通期の週休2日の取得ですら前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

また、受注者が完全週休2日(工期内の全ての土日で現場閉所)を達成した場合は、考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

(1) 労務費・機械経費(賃料)・間接工事費の補正

	閉所状況：4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)	
	月単位	通期
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

(2) 市場単価の補正

名称	区分	閉所状況：4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)	
		月単位	通期
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01

吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.03	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置 設置工		1.04	1.02

(3) 土木工事標準単価の補正

名称	区分	閉所状況：4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.02

(留意事項)

第6 週休2日工事の実施にあたっては、次の各号に留意することとする。

(1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ 前の各号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

(2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないこととする。

(3) 受注者が週休2日取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日にかかわらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

(実施証明書の発行)

第7 週休2日を実施した工事には、達成状況に応じて発注者から受注者に週休2日実施証明書（別記様式1）を発行する。

2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の実施前に『「週休2日工事」試行実施要領（平成30年10月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領』を適用した工事については、第4及び第6を除き、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領（令和3年4月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和4年10月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和5年3月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行要領（令和5年10月1日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休 2 日工事」試行要領（令和 6 年 1 0 月 1 日施行）』を適用した工事については、なお従前の例による。